

東京都市計画地方審議会 議事録

頁 一

○幹事(玉村第二君) 御説明申し上げます。

本事は、まず既定路線の変更について御説明申し上げます。一号线の変更について既定の一号线は荒川——押上間となっておりますが、今回これを西馬込——押上間に変更いたします。荒川及び泉岳寺間はこれを支線変更いたします。泉岳寺——西馬込間は、既定計画では一号线でございまして、これは経費の關係で一号线に変更いたします。次に、一号线の変更について申

114

し上付ます。既定の六号線は、西馬込から
志村、上板橋の二十六キロメートルを計画
決定してまいりましたが、これを桐ヶ谷―
埼玉県の大和町間に変更いたします。既定
計画の泉岳寺―西馬込間は車庫及び軌道
の関係から、これを一号线として、泉岳寺
―桐ヶ谷間をあらためて六号線として追
加いたします。桐ヶ谷において東京急行の
地上線に連続いたします。また、志村付近
からは、近く建設を開始いたしますが、板

橋流通センターを經由して埼玉県の大和町
までいたします。大和町において東武鉄
道の東上線と連続いたします。また、これ
に従いまして、板橋区の大和町と上板橋と
の既定の分岐線は、これを廃止します。ま
た、志村付近から埼玉県の大和町に至る区
間は高架構造といたします。

次に、九号線の追加の問題について御説
明申し上げます。昭和三十一年の七月十日
の都市計画審議会におきまして、高速鉄道

の調査特別委員会が、~~東京~~東京市長から、従来
計画決定してございまして、東京高速鉄道網
の五路線のうち、四路線の変更延長のほか、
新しく五路線の追加を考慮すべきであら
うという御報告がございまして、新しく追
加すべき五路線のうち、三路線は昭和三十
七年の五月の都市計画審議会において決定
いたしました。その後平面鉄道の増強並び
に踏切除却という見地から、既設の平面鉄
道を必要に応じて複々線高架化をはかると

り、鉄道高架化に公団のような特殊の法人を
設ける必要があらうという議がなされてよ
うになりましたが、調査特別委員会において、
この点を含めて調査審議いたしました結果、
線形構造について結論を得ましたので、と
りあえずその計画を決定いたさうとするも
のでございませう。なお、詳細な設計、費用
の分担、事業の執行等については今後検討
が必要とわけてございませう。九号線は、
長多見から綾瀬を終りわけてございませうが、

そのうち、十田急線の妻多見―代々木八橋の間は、地形にたじまして高架化を計画いたしました。御存じのとおり、十田急線は中央線より複雑な地形のところを通っておりますので、高架化につきましては、地形にたじまして鉄道を上げたりあるいは下げたりするようにならねばなりません。しかし、極力緩々線にいたしませうと、平田踏切をなくしたといふ

井田、線路をなくし、代々木八橋から急高

神宮前、国会議事堂前、日比谷、大手町、十川町、上野池之湯から日暮里九丁目から北千住までは地下にいたしました。北千住―綾瀬間は高架構造といたします。なお、綾瀬―松戸間は国鉄にたいして緩急高架化の計画がございます。したがって、国鉄とこの地下鉄と十田急線との間は、相互直通運転をすまようを計画でございます。なお、妻多見から先と申しませうが、西のほうは、調布を通ると、綾瀬ラウンド交を通ると

将来西多摩の国地のほうに連続する計画が
 ございませう。以上で、甚多見——綾瀬間は
 三二五キロと従来の計画決定してございませ
 う一七七キロに短縮して、~~井出~~、一七線、
 六号線の変更追加を念わせずと、本表高
 速鉄道は二一九キロに留ります。これを都
 市計画決定いたしました。このうち、
 さいませう。
工費は九号線の手道路の比下五五に
 五五に比し、工事には当り、路面交通は
 五五に比し、五五に比し、五五に比し、
 五五に比し、五五に比し、五五に比し、
 以上で御説明を終わります。

○~~議案~~（~~案~~）——本件に關しまして御

質問を、御意見付下さるおせんか。
 それでは御答議の旨、もうございませう。

○~~案~~（~~案~~）——本件は、私専門外
 でございますが、私甚多見の付近に侵んで
 いるため、いさまたか関係がございませうので
 申し上げませう。また十分十回急と数がつ
 いていそいそというふうにも聞いていまして、
 陳情したとかどうしたとかいうことを言っ
 ておられますが、御趣意は認められていませう。

んですが、その間の費用のやりとりに
ついては、多少はお願いがあ
るやに聞いていらんですが、どうをどう、
うゆめを聞いてやってみよう、たいといふこ
とだけを申し上げておきます。終わります。

○議長（黒田君） ただいまの御発言は
この事業を施行する事業主体の能力からい
て……

○黒田君（黒田君） 費用の分担とか
いろいろいろいろあることばあつたし……

ある程度よく聞いてやると、たいたいとい
うことでござります。

○議長（黒田君） それでは、本件につ
きましては反対の御意見はないようござ
りますか、ただ、事件の実施に関して関係
事業主体間の費用の分担等につきまして、
審議に即するよう調整を望みたい、この
う希望する御意見がござりました。その点
は速記録に明らかにいたしておきまして、
本件につきましては、原案のとおり決定す

に御異議の上にお世んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議兵（君） それではさよう決定
いたします。

此に、日程表二十としおして、議一八一
二号を議題に供します。書記をして朗読
たせませす。

「朗 読」